令和４年４月
改定　令和６年７月

自然災害時における保育施設の対応基準

１．目的

保育施設（認可保育所、認定こども園の保育部、小規模保育施設）は、自然災害発生時においても原則開所することとしておりましたが、大雨や台風などに伴う避難情報発令時に、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るために早急な判断が必要になることから、町内各保育施設の所在する地区に避難情報が発令された場合の対応について基準を定めます。

２．保育施設の対応

警戒レベル（避難情報等）が発令された場合及び発令が解除された場合に、次の表により対応することを基本とし、広川町と発令対象地区の各保育施設で協議して決定します。

なお、警戒レベル（避難情報等）が発令又は解除された場合の対象は、発令対象地区に所在する全ての保育施設とします。

（１）避難情報等発令時の対応

<table>
<tr><th>時点</th><th>警戒レベル
（避難情報等）</th><th>保育施設の対応</th></tr>
<tr><td>開園時刻までに発令
または発令中</td><td rowspan="2">警戒レベル３
（高齢者等避難）

警戒レベル４
（避難指示）

警戒レベル５
（緊急安全確保）</td><td>・当該日は終日休園とする。
・保護者へ休園の連絡をする。</td></tr>
<tr><td>開園時間中に発令</td><td>・あらかじめ保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、園内又は他の避難所のほうが安全と判断した場合はその場所に園児を避難させる。

・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。</td></tr>
</table>

（２）避難情報等発令解除後の対応

時点	保育施設の対応
午前６時までに解除	開園（開園時間及び給食の有無は園の判断とする。）
午前６時から 開園時刻までに解除	・原則開園。ただし状況により休園。 （開園時間及び給食の有無は園の判断とする。） ・休園の場合は、保護者へ休園の連絡をする。
保育時間中に避難情報が発令され保育時間中に解除	災害の状況に応じた対応をしつつ保育を継続し、必要に応じて保護者へ「施設等の状況」を連絡する。

３．保護者への周知

・町は、ホームページや施設を通して本対応基準の周知を行います。
・保育施設は、園だよりやメール配信等により適時の保護者周知に努めます。
・保育施設は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等をあらかじめ定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図ります。

４．災害情報等の確認方法

広川町情報配信メールにご登録いただくと、災害時に警戒レベル情報や避難情報等の情報がメールにて配信されます。広川町情報配信メールは以下のＱＲコードを読み取っていただくか、bousai.hirokawa-town@raiden.ktaiwork.jp に空メールを送信することで登録することができます。また、広川町公式LINEでも避難情報等をご覧いただけますのでご活用ください。

広川町情報配信メール
登録用ＱＲコード

広川町公式ＬＩＮＥ
登録用ＱＲコード

＜町民がとるべき行動＞

発令される警戒レベルごとに、町民がとるべき行動が示されています。乳幼児とその支援者は『「警戒レベル３」高齢者等避難』が発令された時点で避難行動をとるべきとされています。

警戒レベル	町民がとるべき行動	町からの避難情報等
警戒レベル５	既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保
警戒レベル４	災害が発生するおそれが極めて高い状況であるため、速やかに避難行動をとる。	避難指示
警戒レベル３	避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある人、乳幼児等）とその支援者は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル２	ハザードマップ等により、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を確認する。	
警戒レベル１	災害への心構えを高める。	

※特に警戒レベル３は、避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある人、乳幼児等）とその支援者が安全に避難できるよう、早めの避難を促すため、災害の兆候が生じる前にも発令されることがあります。